

運 営 規 程

**医療法人ミネルワ会
老人保健施設ミネルワ
短期入所療養介護**

老人保健施設ミネルワ 短期入所療養介護運営規程

(運営規程の主旨)

第1条 医療法人ミネルワ会が開設する老人保健施設ミネルワにおいて実施する短期入所療養介護（以下「事業者」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 事業者は、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」という。）に対し介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者とその家族が可能な限り、その居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業者では、利用者の家族・介護者の疾病、事故、葬祭など突発的な事情による利用に対して、短期間であるが安定した療養生活、身体機能の維持のため機能訓練などにも参加できるように援助し、利用者の家族・介護者の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

- 2 事業者では、利用者が短期間の利用の後自宅に戻ることを配慮して可能な限り自宅の生活のリズムで過ごせるように、短期入所療養介護計画に基づき支援する。
- 3 事業者では、利用ができる限り自立能力を向上し、意欲的な社会交流が持てるよう自立支援を基本的視野に援助する。
- 4 事業者では、利用者の家族・介護者の日常生活のQOLの維持・向上に大きな役割を果たすという継続的な支援の視野の下に援助する。
- 5 当施設は、利用者的人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業者の名称及び所在地等)

第4条 事業者の名称、所在地等は次のとおりとする。

- | | |
|---------------|--------------------------------|
| (1) 名称 | 老人保健施設ミネルワ |
| (2) 開設年月日 | 平成7年6月1日 |
| (3) 所在地 | 愛媛県松山市高岡町302番地2 |
| (4) 電話番号 | 089-972-9500 FAX番号089-972-9599 |
| (5) 管理者名 | 松本 欣也 |
| (6) 介護保険事業所番号 | (3857780252) |

(職員の職種、員数)

第5条 事業者の職員の職種、員数は、次のとおりとする。

職務	人員		
	常勤	兼務	非常勤
管理者（施設長）・医師	1		
医師			3
薬剤師			1
看護職	13		1
介護職員	29		1
支援相談員	2		
理学療法士	4		
作業療法士	1		
言語聴覚士			2
管理栄養士	2		
介護支援専門員	1		
事務員	5		
小計	58		8

(施設サービスを含む)

(職員の職務内容)

第6条 前条に定める事業者職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、短期入所療養介護計画の原案をたて、短期入所療養介護に携わる職員の管理、指導を行う。
- (2) 医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
- (3) 薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する調剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行う。
- (4) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の短期入所療養介護計画に基づく看護を行う。
- (5) 介護職員は、利用者の短期入所療養介護計画に基づく介護を行う。
- (6) 支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、短期入所療養介護計画に基づき、各サービス事業者、関係機関、市町村等との連携を図る。
- (7) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護職員と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (8) 管理栄養士は、献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行う。
- (9) 介護支援専門員は、利用者のサービス担当者会議を開くとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行う。
- (10) 事務員は、庶務、会計を担当し、施設管理を行う。

(利用定員)

第7条 短期入所療養介護の利用定員数は、利用者が申込みをしている当該日の介護保健施設サービスの定員数より実入所者数を差し引いた数とする。

(短期入所療養介護のサービス内容)

第8条 短期入所療養介護は、利用者に関する職種の職員の協議によって作成される短期入所療養介護計画に基づいて、利用者の病状及び心身の状況に照らして行う必要な医療及び医学的管理の下における看護・介護並びに日常生活上の世話をとする。

2 介護老人保健施設短期入所療養介護費人員配置区分Ⅰ型の人員体制とする。

3 以下の加算項目を実施する。

別途資料（料金表）参照

(利用者負担の額)

第9条 利用者負担の額を以下のとおりとする。

(1) 保険給付の自己負担額を、別紙資料の利用料金により支払いを受ける。

(2) 利用料として、食費、居住費、日用品費、教養娯楽費、特別な室料、行事費、私物の洗濯代、理美容代、その他の費用等利用料を、別に定める利用料金表により支払いを受ける。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域を以下のとおりとする。

松山市

(緊急時等における対応方法)

第11条 事業者は、サービスの提供を行っているときに利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに医師又は、協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第12条 事業者は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、事業者は、利用者に対し必要な措置を行なう。

2 当施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

一 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備する。

三 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行う。

3 当施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速

やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 4 当施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 5 当施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
- 6 医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

(虐待の防止等)

第13条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第14条 事業者の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・面会は、……………午前8時30分～午後7時30分
- ・消灯時間は、……………午後9時
- ・所持品の持ち込みは、……………可。持ち物チェックとフルネームでの記名が必要
- ・金銭・貴重品の管理は、……………個人管理
- ・設備・備品の利用は、……………各階に申し出る
- ・喫煙は、……………指定の場所で行う
- ・火気の取扱いは、……………なし
- ・利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、不可
- ・他利用者への迷惑行為は、……………不可
- ・ペットの持ち込みは、……………不可

(非常災害対策)

第15条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、事業者職員を充てる。
- (2) 火元責任者には、事業者職員を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 防火管理者は、職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

- ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年2回以上
(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……………年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法の徹底……………隨時
- (7) その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
- (8) 非常災害に関する具体的計画の概要は、事業所内の見やすい場所に掲示する。

(職員の服務規律)

- 第16条 職員は関係法令及び諸規則を守り、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業者の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
 - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
 - (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

- 第17条 職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

(職員の勤務条件)

- 第18条 職員の就業に関する事項は、別に定める医療法人ミネルワ会の就業規則による。

(職員の健康管理)

- 第19条 職員は、この事業者が行う年1回の健康診断を受診すること。
ただし、夜勤勤務に従事する者は、年間2回の健康診断を受診しなければならない。

(守秘義務)

- 第20条 職員に対して、職員である期間および職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当事業者職員等が本規定に反した場合は、違約金を求めるものとする。
- 2 事業者は、他事業者に対して、利用者に関する情報を提供する際には、予め文書により利用者の同意を得るものとする。

(衛生管理)

- 第21条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 食中毒及び伝染病（感染症）の発生を防止するとともに蔓延するがないよう、水廻り設備、厨房設備等の衛生的な管理を行う。
- 3 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に鼠族、昆虫の駆除を行う。

(苦情処理)

第22条 事業者は、その提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講ずる。

- 2 事業者は、その提供したサービスに関する苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業者は、その提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示を求め、又は、当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行い、その内容について市町村に報告するものとする。
- 4 事業者は、その提供したサービスに関する入所者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行い、その内容について国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、入所定員及び居室の定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、当事業者職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、施設内に掲示する。また、当施設ホームページにも公開する。
- 3 短期入所療養介護に関する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、医療法人ミネルワ会の役員会において定めるものとする。
- 4 事業者は、利用者に対するその提供したサービスに関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

付 則

1. この運営規程は、平成12年4月1日より施行する。
2. この運営規程は、平成12年4月15日より施行する。
3. この運営規程は、平成13年8月1日より施行する。
4. この運営規程は、平成13年12月1日より施行する。
5. この運営規程は、平成14年2月1日より施行する。
6. この運営規程は、平成14年8月1日より施行する。
7. この運営規程は、平成15年4月1日より施行する。
8. この運営規程は、平成16年4月1日より施行する。
9. この運営規程は、平成17年4月1日より施行する。
10. この運営規程は、平成18年4月1日より施行する。
11. この運営規程は、平成19年5月1日より施行する。
12. この運営規程は、平成19年9月21日より施行する。
13. この運営規程は、平成20年4月21日より施行する。
14. この運営規程は、平成21年4月1日より施行する。
15. この運営規程は、平成22年4月1日より施行する。

16. この運営規程は、平成24年1月1日より施行する。
17. この運営規程は、平成24年4月1日より施行する。
18. この運営規程は、平成25年6月1日より施行する。
19. この運営規程は、平成26年12月1日より施行する。
20. この運営規程は、平成29年3月11日より施行する。
21. この運営規程は、平成29年8月11日より施行する。
22. この運営規程は、平成29年10月13日より施行する。
23. この運営規程は、平成29年12月1日より施行する。
24. この運営規程は、平成30年4月1日より施行する。
25. この運営規程は、平成30年5月21日より施行する。
26. この運営規程は、平成30年6月11日より施行する。
27. この運営規程は、令和2年8月1日より施行する。
28. この運営規程は、令和5年3月15日より施行する。
29. この運営規程は、令和6年4月1日より施行する。
30. この運営規程は、令和7年7月1日より施行する。